

(令和5年12月13日提出)

令和5年12月議会定例会議案
(追加)

新 潟 市

令和5年12月議会定例会議案（追加）

目 次

議案第162号	令和5年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第163号	令和5年度新潟市と畜場事業会計補正予算・・・・・・・・・・・・	9
議案第164号	令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算・・・・・・・・・・・・	12
議案第165号	令和5年度新潟市水道事業会計補正予算・・・・・・・・・・・・	14
議案第166号	新潟市名誉市民条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・	15

議案第162号

令和5年度新潟市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度新潟市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,520,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ436,940,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月13日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 地方交付税		71,595,000	2,076,641	73,671,641
	1 地方交付税	71,595,000	2,076,641	73,671,641
19 国庫支出金		81,624,093	10,287,724	91,911,817
	2 国庫補助金	25,125,761	10,265,724	35,391,485
	3 委託金	322,954	22,000	344,954
20 県支出金		21,631,199	48,000	21,679,199
	2 県補助金	5,265,968	48,000	5,313,968
24 繰越金		4,921,788	740,804	5,662,592
	1 繰越金	4,921,788	740,804	5,662,592
26 市債		37,241,300	7,367,600	44,608,900
	1 市債	37,241,300	7,367,600	44,608,900
歳 入	合 計	416,419,248	20,520,769	436,940,017

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,452,771	1,500,000	43,952,771
	1 総務管理費	37,539,011	1,500,000	39,039,011
3 民生費		132,866,962	7,603,807	140,470,769
	1 社会福祉費	13,234,856	6,285,100	19,519,956
	2 児童福祉費	47,935,549	1,309,082	49,244,631
	3 障がい福祉費	25,675,570	9,625	25,685,195
4 衛生費		36,879,006	153,700	37,032,706
	1 保健衛生費	26,148,277	110,000	26,258,277
	2 清掃費	10,730,729	43,700	10,774,429
6 農林水産業費		6,495,765	1,276,000	7,771,765
	1 農業費	3,130,244	1,115,000	4,245,244
	2 農地費	3,183,088	154,000	3,337,088
	3 水産業費	182,433	7,000	189,433
7 商工費		12,614,464	148,500	12,762,964
	1 商業費	11,163,499	138,500	11,301,999
	2 工業費	1,450,965	10,000	1,460,965
8 土木費		57,316,031	2,154,762	59,470,793
	2 道路橋りょう費	24,202,983	925,072	25,128,055
	4 都市計画費	23,079,349	1,189,690	24,269,039
	5 公園緑地費	3,299,941	40,000	3,339,941
	10 教育費		58,515,168	7,684,000
	1 教育総務費	8,545,245	57,200	8,602,445
	2 小学校費	25,764,939	3,830,300	29,595,239

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	15,280,278	3,348,300	18,628,578
	4 高等学校費	1,611,361	429,700	2,041,061
	5 幼稚園費	389,977	18,500	408,477
歳	出	合	計	
		416,419,248	20,520,769	436,940,017

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	こどもの性被害防止対策事業	100
	2 児童福祉費	子ども条例推進事業	28,500
		子育て世帯に対する物価高騰対策給付金	1,196,000
		こどもの性被害防止対策事業	51,100
		医療的ケア児保育支援事業	33,482
	3 障がい福祉費	こどもの性被害防止対策事業	9,625
6 農林水産業費	1 農業費	農業者減少対応経営確立支援事業	47,000
		稲作経営継続・安定化支援事業	930,000
		経営継続・暑熱対策支援事業	90,000
	3 水産業費	漁業燃油等高騰緊急対策事業	7,000
7 商工費	1 商業費	佐渡連携誘客事業	39,000
		外国人誘客促進事業	30,000
		おもてなし態勢推進事業	9,500
		M I C E 誘致推進事業	60,000
2 工業費	グリーン人材育成支援事業	10,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修事業	779,288
		道路新設改良事業	145,784
	4 都市計画費	新潟駅周辺整備事業	1,048,277
	5 公園緑地費	公園整備事業	40,000
10 教育費	1 教育総務費	校内適応指導教室設置事業	7,200
	2 小学校費	学校改修事業	3,830,300
	3 中学校費	学校改修事業	3,348,300
	4 高等学校費	学校改修事業	429,700

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 幼稚園費	学校改修事業	18,500

第3表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業費	43,700	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備事業費	12,459,300	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	12,915,400	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
街路事業費	2,707,500	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合		3,179,200	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	
公園緑地整備事業費	996,200	発行	(他		1,016,200	発行	(他	
小学校整備事業費	917,700	の地方公	金及び地方公共団体金		4,000,400	の地方公	金及び地方公共団体金	
中学校整備事業費	562,200	共団	融機構資金		3,291,200	共団	融機構資金	
高等学校整備事業費	67,300	の共	同発		497,000	の共	同発	
幼稚園整備事業費	800	行を	含む		19,300	行を	含む	
臨時財政対策費	11,253,000	。)	において、当該見直し後の利率)		11,369,200	。)	において、当該見直し後の利率)	

議案第163号

令和5年度新潟市と畜場事業会計補正予算（第2号）

令和5年度新潟市のと畜場事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		97,916	48,000	145,916
	1 他会計繰入金	97,916	48,000	145,916
歳 入	合 計	696,044	48,000	744,044

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 と畜場費		647,242	48,000	695,242
	1 と畜場費	647,242	48,000	695,242
歳 出	合 計	696,044	48,000	744,044

令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第3号中「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業13,125,000千円」を「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業13,659,400千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	32,808,225	137,000	32,945,225
第1項 営業収益	22,480,068	49,080	22,529,148
第2項 営業外収益	10,328,156	87,920	10,416,076

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	30,822,445	137,000	30,959,445
第1項 営業費用	26,970,127	137,000	27,107,127

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額753,099千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額740,645千円」に、「及び当年度利益剰余金処分量1,243,116千円」を「及び当年度利益剰余金処分量1,255,570千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	22,733,623	534,400	23,268,023
第1項 企業債	16,271,600	267,200	16,538,800
第2項 国県補助金	3,487,678	267,200	3,754,878

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	37,053,036	534,400	37,587,436
第1項 建設改良費	14,350,858	534,400	14,885,258

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた下水道事業に係る企業債について、その限度額を次のように改める。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	16,324,800	16,592,000

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「14,546,599千円」を「14,683,599千円」に改める。

令和5年12月13日提出

新潟市長 中原 八一

議案第165号

令和5年度新潟市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度新潟市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度新潟市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	17,149,948	110,000	17,259,948
第2項 営業外収益	1,590,691	110,000	1,700,691

令和5年12月13日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 166 号

新潟市名誉市民条例の一部改正について

新潟市名誉市民条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市名誉市民条例の一部を改正する条例

新潟市名誉市民条例（昭和 25 年新潟市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（称号を贈る条件）

第 2 条 本市は、市民又は市に関係の深い者で、学術、技芸その他一国文化の進展又は本市の発展に多大な貢献をし、その功績が顕著で市民から深く尊敬されている者に対し、新潟市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の選定は、議会の議決を得て行う。

3 第 1 項の名誉市民の称号は、死亡した者に対しても追贈することができる。

第 5 条中「別に」を「規則で」に改め、同条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（称号の取消）

第 7 条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により、著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失つたと認められるときは、議会に諮り、名誉市民の称号を取り消し、第 4 条に規定する表彰状及び名誉市民章を返還させることができる。

2 前項の規定により、名誉市民の称号を取り消された者は、当該取消の日から前条の規定によつて与えられた待遇を失う。

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（選考委員会）

第 3 条 市長の諮問に応じ、名誉市民の選考に関する事項を審議するため、市長の附属機

関として、新潟市名誉市民選考委員会を設置する。

2 新潟市名誉市民選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(顕彰)

第4条 名誉市民には、表彰状、名誉市民章及び記念品を贈り、顕彰する。ただし、名誉市民が死亡している場合は、遺族に贈るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。